



## 《中小企業発展条例》の三つの減税細則— 新規雇用、給与引上及び研究開発に関する 一部条文の改正

立法院は2024年7月12日に《中小企業発展条例》における、従業員の新規雇用と給与引上げに関する追加控除及び研究開発投資税額控除等の租税優遇適用期間を2033年12月31日まで延長することを可決しました。また、適用範囲の拡大、追加控除率の引上げなどの改正も含まれています。上記改正条文に対応するため、経済部と財政部は12月4日に共同で《中小企業研究開発投資税額控除適用細則》、《中小企業の従業員新規雇用に関する給与費

用の追加控除細則》、《中小企業従業員の給与引上に関する追加控除細則》等三つの細則改正を公布し、租税優遇措置の適用対象、範囲、申請期限及び手続等事項を明確化しました（行政院公報参照）。今回の改正の適用期間は2024年1月1日から2033年12月31日までです。2025年に2024年度営利事業所得税の申告時に適用が開始されます。改正要点を下表にまとめました。

改正要点	内容概要
65歳以上の新規雇用従業員の適用対象追加	<p>新規雇用する従業員の給与に関する追加控除の租税優遇：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 24歳以下の非管理職従業員の新規雇用。正社員でなければならない。</li><li>● 65歳以上の非管理職従業員の新規雇用。パートタイムも可能。</li><li>● 非管理職従業員を2名新規雇用すれば適用可能。</li><li>● 上記の新規雇用従業員に支給する給与の金額に基づき、営利事業所得額からの追加控除率100%の適用が可能。</li></ul> <p>非管理職従業員について、経済部は経常給与NT\$6.2万以下の従業員を「非管理職従業員」として公告する予定である。当該金額は労働部の公布する職業別給与調査結果に基づき適時に調整する。中小企業は経済部の関連公告に引き続き留意する必要があると考えられる。</p>

改正要点	内容概要
<p>給与引上に関する追加控除の租税優遇の適用対象業種の拡大</p>	<p>給与引上に関する追加控除の租税優遇:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 非管理職従業員1名の給与引上げで適用可能</li> <li>● 年齢制限なし</li> <li>● <b>正社員及びパートタイム従業員はともに適用可能</b></li> <li>● 営利事業所得額からの追加控除率は75%</li> </ul> <p>改正後、人材派遣サービス業も適用対象となる。但し、派遣事業者と派遣人員の労働契約は不定期契約でなければならない。</p>
<p>研究人員の教育訓練費用は研究開発投資税額控除の適用も可能となる。</p>	<p>改正後、研究開発業務に専門従事する正社員が研究開発専門知識の教育訓練に参加する費用は研究開発投資税額控除の適用対象となる。</p>
<p>12月決算以外の中小企業の2023会計年度に含まれる2024年の期間について、6ヵ月以内に税務機関へ適用申請を提出する。</p>	<p>今回の中小企業発展条例の三つの細則の租税優遇改正案は2024年1月1日から適用。</p> <p>12月決算以外の中小企業の2023会計年度に含まれる2024年の期間(例えば、3月決算の2023会計年度のうち2024/1/1~2024/3/31)のために、上記の三つの細則は全て移行期条項が定められている。細則公布日(2024年12月4日)から6ヵ月以内に、中小企業所在地の管轄税務機関に2024年の期間の適用を申請することができる。</p> <p>12月決算以外の中小企業は租税優遇の適用権益を失わないよう上記の期限に留意してください。</p>

## 関連条文の概要:

### 中小企業の新規雇用に関する給与費用の追加控除細則

- 一. 非管理職従業員と経常給与の定義を明確にした。(改正後条文第2条)

非管理職従業員: 正社員(フルタイム)の月平均経常給与及び、65歳以上のパートタイム従業員の月給に基づく月平均経常給与又は日給(時給)は、一定の金額を超えず、且つ中小企業と不定期雇用契約を締結した台湾国籍従業員を指す。

経常給与: 毎月支給する基本給料、固定額の手当及び賞与を指す。現物を以って支給する場合、現物を実際価値へ換算して計上する必要がある。前項第1号に称する固定額とは、中央主務機関が中央労働主務機関の公布した職業別給与調査結果を参考にし、毎年公告する金額を指す。

- 二. 改正後、24歳以下又は65歳以上の台湾国籍非管理職従業員を新規雇用する場合は、本条例第36条の2第1項の規定に基づく適用申請が可能となる。これら新規雇用の従業員の給与金

額は営利事業所得額からの100%追加控除率を適用することができる。(改正後条文第3条)

- 三. 台湾国籍従業員の新規雇用対象及び計算基礎の改正、並びに「基本給与」の文言を「最低賃金」へ修正した。(改正後条文第4条)

適用要件として、2名以上の24歳以下又は65歳以上の台湾国籍非管理職従業員の新規雇用と明確にした。また、企業による一部パートタイム従業員の正社員への転換を促進するため、24歳以下のパートタイム従業員を正社員へ転換することを新規雇用と見なす。さらに、月平均の非管理職従業員数が前事業年度より2名増加する必要がある。

全体給与と給付総額の引上げに係る計算方法について、前号規定を適用する従業員の給与を含まない当年度の全体給与と給付総額が前年度の全体給与と給付総額を上回る場合と明確に規定した。

- 四. 当年度の営利事業所得税確定申告期間内において規定の様式により申請書を記入・提出していない場合は本租税優遇の適用ができない。

本細則が公布される前に、規定の期限内に当年度の営利事業所得税確定申告を行った場合、本細則が公布された日から6ヵ月以内に、前項の規定に基づき中小企業の所在地の管轄税務機関に適用を申請することができる。期限を超過して申請した場合、税務機関は受理しない。(改正後条文第6条)

- 五. 中小企業による不実の申告に係る処罰に関する規定が追加された。税務機関は調査により不実の申告があると判明した場合、所得税法における脱税・過少申告に関する規定及び税金徴収法における租税優遇の適用停止に関する規定に基づき取扱う。(改正後条文第8条)

## 中小企業の従業員給与引上に関する追加控除細則

- 一. 非管理職従業員、經常給与及び平均給与の支給水準の定義を改正した。非管理職従業員:正社員(フルタイム)の月平均經常給与及び、65歳以上のパートタイム従業員の月給に基づく月平均經常給与又は日給(時給)は、一定の金額を超えず、且つ中小企業と不定期契約を締結した台湾国籍従業員を指す。一定の金額とは、中央主務機関が中央労働主務機関の公布した職業別給与調査結果を参考にし、毎年公告する金額を指す。(改正後条文第2条)

- 二. 「基本給与」の文言を「最低賃金」へ修正した。また、本細則における営利事業所得額からの追加控除率を75%へ修正した。(改正後条文第3条)

- 三. 本細則の租税優遇の適用申請要件として、中小企業認定基準第2条に定めた基準を満たすこと、並びに当年度の平均給与と給付水準が前年度より上回ることを明確に規定した。(改正後条文第4条)

- 四. 人材派遣業は租税優遇の適用申請ができないという規定を改正し、適用対象とした。(改正後条文第5条)

- 五. 当年度の営利事業所得税確定申告期間内において規定の様式により申請書を記入していない場合は、本租税優遇の適用ができないことを明確に規定した。細則が公布される前に、規定の期限内に当年度の営利事業所得税確定申告を行った場合、本細則が公布した日から6ヵ月以内に、前項の規定に基づき中小企業の所在地の管轄税務機関に適用を申請することができる。期限を超過して申請した場合、税務機関は受理しない。(改正後条文第6条)

六. 中小企業による不実の申告に係る処罰に関する規定が追加された。税務機関の調査により不実の申告があると判明した場合、所得税法における脱税・過少申告に関する規定及び税金徴収法における租税優遇の適用停止に関する規定に基づき取扱う。(改正後条文第8条)

において規定の様式により申請書を記入・提出していない場合、本項の租税優遇を適用することができないと明確に規定した。(改正後条文第16条)

## 中小企業の研究開発支出の投資税額控除適用細則

- 一. 研究開発業務に専門従事する正社員が研究開発専門知識の教育訓練に参加する費用は研究開発投資税額控除の適用対象となるとの規定を追加した。(改正後条文第5条)
- 二. 教育訓練の定義及び範囲を明確に規定した。その形態に、会社による実施、外部への依頼又は共同実施等を含める。関連費用には、講師の時間給と出張旅費、研修者の出張旅費、研修費用及び教材費用等が含まれる。(改正後条文第6条)
- 三. 研究開発支出又は費用として計上できないと明確に規定した。例えば、研究開発部署の事務管理支出、ルーティンの資料収集・検査の支出など。(改正後条文第7条)
- 四. 教育訓練費用に添付しなければならない書類を追加した。例えば、教育訓練項目明細表、研修者名簿、実施状況など、教育訓練が研究開発の専門知識に繋がることを十分に証明できる書類。(改正後条文第15条第1項第5号)
- 五. 本細則が公布される前に、企業が規定の期限内に当年度の営利事業所得税確定申告を行った場合、本細則が公布された日から6ヵ月以内に、前項の規定に基づき中小企業の所在地の管轄税務機関に適用を申請することができる。期限を超過して申請した場合、税務機関は受理しない。(改正後条文第15条第4項)
- 六. 当年度の営利事業所得税確定申告期限内に



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區  
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市 300091 東區  
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市 700002 中西區  
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市 407059 西屯區  
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市 801647 前金區  
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomonok@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617

E annatanaka@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374

E takuyaugajin@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

